参考資料5

第 12.10 章

鼻疽菌感染症(鼻疽)

第12.10.1条

一般条項

鼻疽に感受性のある動物は主にウマ科である。シマウマへの感染についての科学的なデータは得られていない。ラクダ科の動物およびクマ科、イヌ科およびネコ科を含む様々な食肉目の動物も感染はするものの、疫学的に重要な役割を果たしているものではない。 鼻疽は時宜を得た治療を行わない場合には致死的な結果をもたらす重要な人獣共通感染症である。

陸生コードの目的においては、鼻疽を Burkholderia mallei(訳注:鼻疽菌)のウマ科動物への感染と定義する。

本章では鼻疽菌によって生じる臨床症状の発現のみならず、臨床症状不在の鼻疽菌の感染についても扱う。

以下により鼻疽菌感染を定義する。

- 1)鼻疽菌がウマ科動物のサンプルから分離されること;または、
- 2) 鼻疽菌に特異的な抗原または遺伝的物質が、鼻疽に合致する臨床症状または病理学的症状を示す、もしくは鼻疽が確定したまたは疑われる発生と疫学的に関連のある、もしくは過去に鼻疽菌との接触が疑われるウマ科動物のサンプルから確認されること:または、
- 3) 鼻疽菌に特異的な抗体が、鼻疽に合致する臨床症状または病理学的症状を示す、もしくは鼻疽が確定したまたは疑われる発生と疫学的に関連のある、もしくは過去に鼻疽菌との接触が疑われるウマ科動物のサンプルから、その種に適当な検査制度によって確認されること。

陸生コードの目的において、ウマ科動物における鼻疽菌の感染期間は終生、潜伏期間は 6ヶ月とする。

診断方法の基準は陸生動物マニュアルに示されている。

第 12.10.2条

鼻疽菌感染清浄国または地域

国または地域が鼻疽菌清浄と考えられる場合:

- 1) 鼻疽が国内で届出疾病であること
- 2) 次の2つのうちいずれかに該当すること
 - a) 前回の発生事例を撲滅した後、少なくとも過去3年間はウマ科動物において鼻疽の発生もしくは感染の証拠がないこと
 - a) 前回の発生事例を撲滅した後、過去6ヶ月間は鼻疽菌感染の証拠がなく、 12.10.8 条に従って感染がないことを示すサーベイランスプログラムが存在す ること

かつ

3) 国または地域へのウマ科動物の輸入がこの章に従ってなされていること。

第12.10.3条

清浄性の回復

清浄であった国もしくは地域に発生事例が確認された場合、鼻疽菌感染からの清浄性は 以下の事項が実施された後に回復される:

- 1) 最後の事例が撲滅されるまで、汚染もしくは汚染の疑いのある施設からのウマ科動物およびその生殖細胞の移動が停止されていたこと;
- 2) 当該発生について可能性のある原因を特定するための調査を含め、疫学的調査(川 上への追跡、川下への追跡)が行われてきたこと;
- 3) すべての感染動物の撲滅と汚染施設の洗浄と消毒を含む淘汰政策が適用されてきたこと;
- 4) 12. 10. 8. 条に従ったサーベイランスが行われており、これによって淘汰政策後 6 ヶ月間、感染の証拠が見つからないこと;
- 5) 鼻疽菌の拡散を防ぐため、ウマ科動物の移動制限措置がとられていること。

上記の対策が取られていない場合には、12.10.2条が適用される。

第12.10.4条

鼻疽菌感染清浄国または地域からのウマ科動物の輸入に際しての勧告

獣医当局は、ウマ科の動物につき、以下であることを証言する国際的な獣医学的証明の 提示を求めるべきである:

- 1) 出荷日において、鼻疽の臨床症状が見られないこと;
- 2) 当該輸出国もしくは地域に、出荷前 6 ヶ月または生まれた時点から飼われていたこと: または、
- 3) 当該輸出国の施設にて少なくとも 30 日間飼養されており、出荷前 10 日間に採取されたサンプルについて prescribed test で陰性の結果が出ていること。

第12.10.5条

鼻疽菌に汚染していると考えられる国または地域からのウマ科動物の輸入に際しての 勧告

獣医当局は、ウマ科の動物につき、以下であることを証言する国際的な獣医学的証明の 提示を求めるべきである:

- 1) 出荷日において、鼻疽の臨床症状が見られないこと;
- 2) 出荷前6ヶ月間または生まれた時点から、出荷前6ヶ月間に鼻疽が報告されていない施設において飼われていたこと:
- 3) 出荷前 30 日間に採取されたサンプルについて prescribed test で陰性の結果がでていること。

第 12.10.6条

ウマ科動物の精液の輸入に際しての勧告

輸入国の獣医当局は、以下を証言する国際的な獣医学的証明の提示を求めるべきである:

1)提供動物は:

- a) 採取日前 21 日間、および採取に続く 21 日間の間に鼻疽の臨床症状を示さない こと;
- b) 継続して;
 - i) 少なくとも採取の 21 日前から、そして 21 日後までの期間、鼻疽菌感染清 浄国または地域において飼養されていること、または
 - ii) 少なくとも精液採取の 6 ヶ月前および採取期間は鼻疽菌感染清浄である施設もしくは人工授精センターに飼養されており、採取前 21 日から 30 日の

間に採取されたサンプルについて、また、凍結精液の場合には採取後21日から30日の間に採取されたサンプルについてprescribed testで陰性の結果がでていること。

2)精液は4.5章の勧告に従って採取され、処理され、保存されたこと。

第12.10.7条

ウマ科動物の生体由来受精卵の輸入に際しての勧告

輸入国の獣医当局は、以下を証言する国際的な獣医学的証明の提示を求めるべきである:

1)提供動物は:

- a) 採取日およびそれに続く21日間の間に鼻疽の臨床症状を示さないこと:
- b) 継続して:
 - i) 少なくとも採取の 21 日前から、そして 21 日後までの期間、鼻疽菌感染清 浄国または地域においてされていること;または
 - ii) 少なくとも精液採取の 6 ヶ月前および採取期間は鼻疽菌感染清浄である施設に飼養されており、採取前 21 日から 30 日の間に採取されたサンプルについて、また、凍結受精卵の場合には採取後 21 日から 30 日の間に採取されたサンプルについて prescribed test で陰性の結果が出ていること。
- 2) 受精卵は適宜、4.7 章および 4.9 章の勧告に従って採取され、処理され、保存されていること。
- 3) 卵子の受精に用いられた精子が 12.10.6条の勧告に合致していること。

第12.10.8条

サーベイランス

サーベイランスの目的は鼻疽菌感染に関して国または地域の清浄性を判断することである。

捕獲された野生のウマ科動物、放浪しているウマ科動物、および野生のウマ科動物の生息数は、たとえば路上の死体や個体数制限政策などを通じて、サーベイランスプログラムに含められるべきである。

臨床サーベイランスは感受性動物を注意深く観察することにより鼻疽の症状を検出することを目的とする。 臨床検査はサーベイランスの重要な要素であり、疾病発見の信頼 性を望ましい水準に保つ。

体系的な病理学的サーベイランスは鼻疽に対して効果的なアプローチであり、死亡した ウマ科動物に対して農場、と畜場および死体廃棄場において実施されるべきである。病 理学的に疑いのある発見事例については病原体を特定し、分離株はその型を判断される べきである。

血清学的サーベイランスを行う場合には、当該ウマ科動物の群を繰り返しテストすることが受け入れ可能な信頼水準を達するために重要である。

臨床検査と実験室におけるテストは、これらの補完的な診断アプローチのどちらかで検 出された疑い事例の状況を明確にするために適用されるべきである。実験室における試 験と剖検は臨床的な疑い事例を確認するであろうし、一方、臨床的検査は血清学的に陽 性の事例を確認することに役立つであろう。